



熊本県公報

第 1 2 0 2 5 号

平成 23 年 7 月 8 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則……………	(建築課) 1
告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(姫戸加入区)……………	(団体支援課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 3
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(") 3
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 4
○道路の区域決定……………	(道路保全課) 4
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 5
○特定養殖共済に係る加入区の区域名称の変更……………	(団体支援課) 5
○漁獲共済に係る加入区の設定……………	(") 5
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 6
○公共測量の終了……………	(監理課) 6
登 載 依 頼	
○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………	(人事委員会) 6

規 則

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 23 年 7 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 30 号

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則
熊本県都市計画法施行細則(昭和 46 年熊本県規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条の見出し中「開発登録簿写し交付申請書」を「開発登録簿の写しの交付請求書」に改め、同条中「求めよう」を「請求しよう」に、「開発登録簿写し交付申請書」を「開発登録簿の写しの交付請求書」に改める。

別記第 23 号様式を次のように改める。

別記第 2 3 号様式（第 2 5 条関係）

開発登録簿の写しの交付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 印
電話番号

都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定により、次のとおり開発登録簿の写しの交付を受けたいので請求します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日
開発許可を受けた者の住所（所在地） 及び氏名（名称及び代表者氏名）	
開発区域に含まれる地域の名称	
写しを必要とする理由	
写しの交付請求枚数	調書 枚 函面 枚
※ 手数料欄	

- 備考 1 請求者の氏名（代表者氏名）の記載を自署する場合は、押印を省略することができます。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 この請求書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、請求の宛先を書き換えていただければ、九州各県の請求書様式として利用できます。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県都市計画法施行細則の規定により提出されている開発登録簿写し交付申請書は、改正後の熊本県都市計画法施行細則の規定により提出された開発登録簿の写しの交付請求書とみなす。

告 示

熊本県告示第 6 8 9 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 2 7 年政令第 6 8 号）第 5 条第 1 項

の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区の名 称
姫戸加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
上天草市姫戸町二間戸5913番地2 松本 忠明
上天草市姫戸町姫浦3006番地3 山下 純二
上天草市姫戸町姫浦3021番地 木本 泰親
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成23年7月8日から平成23年7月22日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第690号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ベストケア山鹿 山鹿市古閑1282番地1	株式会社エヴァ・ライフ	平成23年7月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ベストケア山鹿 山鹿市古閑1282番地1	株式会社エヴァ・ライフ	平成23年7月1日

熊本県告示第691号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ベストケア山鹿 山鹿市古閑1282番地1	株式会社エヴァ・ライフ	平成23年7月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ベストケア山鹿 山鹿市古閑1282番地1	株式会社エヴァ・ライフ	平成23年7月1日

熊本県告示第692号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス小山茶屋 熊本市小山一丁目3番26号	株式会社日本介護福祉グループ	平成23年7月1日

熊本県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年7月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	熊本市黒髪3丁目 131番地先から 同所 139番地先まで	前	8.7 ～ 10.7	191.0	活力基盤交安 (歩道整備)
			後	9.8 ～ 12.2		

2 区域を変更する期日 平成23年7月8日

熊本県告示第694号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
プラスケア山鹿 山鹿市方保田3674番地1	有限会社プラスケア	平成23年7月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
プラスケア山鹿 山鹿市方保田3674番地1	有限会社プラスケア	平成23年7月1日

熊本県告示第695号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
プラスケア山鹿 山鹿市方保田3674番地1	有限会社プラスケア	平成23年7月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
プラスケア山鹿 山鹿市方保田3674番地1	有限会社プラスケア	平成23年7月1日

熊本県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成23年7月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を決定する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 決 定 す る 区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	砂原四方寄線	熊本市和泉町字鶴ノ前 863番1地先から 同市和泉町字崩平 1259番6地先まで	43.6 ～ 78.8	780.0	地域連携県道 (地域高規格道路)

2 区域を決定する期日 平成23年7月8日

熊本県告示第697号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字山頭1558番1、1577番1、1577番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山頭1558番1・1577番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第698号

牛水漁業協同組合と長洲漁業協同組合が合併し、熊本北部漁業協同組合となったが、当該漁業協同組合に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定による加入区（区域及び区分）については、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第18条の5の規定により引き続き存続させることとし、平成21年8月25日熊本県告示第811号（漁業災害補償法に基づく加入区（区域及び区分）の設定について）のうち、当該漁業協同組合に係る加入区（区域及び区分）の名称を次のとおり改正する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

合併前の加入区の区域名称	合併後の加入区の区域名称
有明海のり特定第2号の区域(牛水漁業協同組合の地区)	有明海のり特定第2号の区域（熊本北部漁業協同組合の地区のうち旧牛水漁業協同組合の地区）
有明海のり特定第3号の区域(長洲漁業協同組合の地区)	有明海のり特定第3号の区域（熊本北部漁業協同組合の地区のうち旧長洲漁業協同組合の地区）

熊本県告示第699号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
天草加入区	天草漁業協同組合の地区のうち上天草市大矢野町の地区	10トン未満の漁船により主としてハモを捕ることを目的とする漁業

公 告

熊本県公告第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎2347番1及び同2348番1
395.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市田迎町二丁目5番80号
島田省司

熊本県公告第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、同尻土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量の実施を終った旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定に基づき公告する。

平成23年7月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成22年5月6日から 平成23年6月10日まで	上益城郡嘉島町大字上島 字同尻周辺

登載依頼

熊本県人事委員会訓令第1号

事務局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月8日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般事務の項事務局長の専決事項の欄中第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- 3 職員の分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定による休職に限る。）に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年7月8日から施行する。